

むつ市中間貯蔵施設操業阻止の論点(案)

—再処理できず搬出できないものは搬入させない—

—中間貯蔵の大前提は核燃料サイクルの安全にして完結の姿であるが、
それは不可能である。—

内 容

1、はじめに

2、再処理できる根拠はなく永久貯蔵され核のゴミに—安全協定締結させないために
〈18項目について〉

3、背景—核燃料サイクル政策と高レベル放射性廃棄物問題に共通する国策不信の歴史

(1) 下北半島を中心とした国策失敗

(2) 核燃料サイクル政策失敗—国、事業者を信頼できない
〈7項目について〉

(3) 高レベル放射性廃棄物—安全協定の無力と国、事業者の無責任さ
〈6項目〉

(4) 下北半島に集積、増大される核のゴミ
〈5項目〉

1、はじめに

中間貯蔵施設は、同施設に搬入予定の使用済核燃料を50年後に、第二再処理工場(その時点で稼働している工場)に搬出することが原則となっていることから、50年後に、再処理工場が稼働しているか、確認する必要がある。(同施設が当初計画の 5,000tの施設に増設するとすれば50年～60年後と推計)

本県は、40年前に「核燃料サイクル施設受諾の際に、将来我が国のエネルギー政策は、プルトニウム利用のもんじゅを中心とした高速増殖炉の時代であるとの国、事業者の説明を受けているが、40年経って実現する見通しはほとんどない。

併せて、約30年前に、海外返還高レベルガラス固化体」を本県に30年～50年一時貯蔵した後最終処分場に搬出するとの国、事業者の説明と約束の下、六ヶ所で貯蔵することに同意したが、未だに最終処分地の候補地も決まらず、見通しもない。

50年後は、遠い未来のことではなく、目の前のことである。

ほぼ60年前に「原子力船むつ」の放射能漏れ事故があり、約50年前には「むつ小川原開発計画」の混乱と失敗があり、40年前、30年前は前述のとおりで、これらの国策に振り回され県論が二分、分断された歴史を忘れることはできない。

むつ中間貯蔵施設問題を論じるには、核燃料サイクル政策、とりわけ本格操業が計画されている六ヶ所再処理工場及び高レベル放射性廃棄物の搬出问题を避けることはできない。中間貯蔵施設操業阻止の運動は再処理工場本格稼働を阻止し、高レベル放射性廃棄物の長期貯蔵と最終処分地化を阻止する運動につながり、以下その主な論点について指摘する。

2、再処理できる根拠はなく永久貯蔵され核のゴミに。

〈安全協定締結させないために、事前に確認すべき事項〉

① 再処理工場計画なく、搬出できない。

50年～60年後に稼働している再処理工場の計画はなく、六ヶ所再処理工場は平成5年4月28日(1993年)に着工して、50年後には80年経ち、施設、設備の劣化、老朽化で稼働が困難と思われる、中間貯蔵施設から搬出される再処理工場はない。(あるとするならその根拠を求める)

② 使用済核燃料は、原発、再処理工場にも保管

使用済核燃料は、むつ中間貯蔵施設だけでなく、六ヶ所再処理工場及び関西電力が計画している中間貯蔵施設及び各原発サイトにも保管され、再処理を持っている状況下で、むつ中間貯蔵施設に貯蔵されている使用済核燃料が優先的に再処理される根拠はない。

(中・長期的な再処理及びプルトニウム利用計画を求める)

③ 50年～60年先の原発運転の根拠なし

国は原発運転期間を「40年超」としたが、2023年11月時点で国内原発33基中運転開始から30年以上が20基、20年～29年が9基、10年～19年が4基であり、50年～60年後に運転が見込ま

れるのは最大4基である。新設計画が大間等数基あり、国が次世代革新炉や高速炉の開発に取り組むとしているが、50年～60年どれだけの原発が運転され、プルトニウムがどれだけ平和利用されるかは未定で、現時点では再処理見込みはないと言える。

(中・長期的な原発の新增設及び運転計画を求める)

④ 人口減少時代で原発は不要

50年～60年後の日本の人口は2020年比の7割との人口予測推計(国立社会保障人口問題研究所、2023年公表)もあることからその時点のエネルギー需給計画は現状よりも大巾に減少することが予測され原発、プルトニウムは必要なく、再生可能エネルギーと技術革新で対応できる。

(中・長期的なエネルギー需給計画を求める)

⑤ 中間貯蔵施設の安全性未確立

中間貯蔵施設が、今後50年～60年間の地震、津波等の自然災害や航空機等の事故が発生しても安全でかつ、ヒューマンエラー等の人的ミスも発生しないとの保証根拠はなく、施設の安全性は確立されていない。

(安全性の根拠を求める)

⑥ 再処理工場の安全未確立

再処理工場の危険性については、現時点でも耐震対策、航空機対策、ガラス固化技術の未確立や六ヶ所再処理工場での続出するトラブル、ミス、故障、事故等から不安、懸念は払拭されず、安全性は確立されていないことから、再処理工場の稼働は困難である。

(再処理工場の安全性の根拠を求める)

⑦ 原発の安全性の未確立

運転期間40年超の原発及び大間原発も含む、プルトニウムの利用原発の安全性については事故時の避難対策も併せて確立されているとは言えず、想定通り原発が運転される根拠はない。

(運転できるとする根拠を求める)

⑧ MOX 燃料の再処理計画はない

プルトニウム利用を進めるためには使用済 MOX 燃料の再処理計画及び再処理工場が不可欠であるが全く見通しが立たず、プルトニウム利用は進まず、再処理も必要なくなる。

(使用済 MOX 燃料の再処理計画及び再処理工場計画を求める)

⑨ 高レベル放射性廃棄物最終処分場も未定・再処理工場を本格稼働するためには。

高レベル放射性廃棄物最終処分場の操業も必要条件の一つで併せて原発運転期間を延長すれば再処理工場の稼働も延長となり、ガラス固化体も増え、最終処分場の規模、数を増やす必要がある。

現在でも困難であり、不可能と言える。

⑩ 原発が運転していないのでは中間は不要

中間貯蔵施設に搬入される計画の使用済核燃料は、東北電力及び日本原電所有の物であることから 両社の原発が稼働していない状況下では、搬入の必要はない。

原発サイトでの貯蔵率は東京電力柏崎刈羽が81%、日本原電東海・敦賀が69%
(必要ならば、原発稼働計画、核燃料貯蔵搬入計画等の根拠を求める)

⑪ 共同利用化は信頼できない

同施設は、東京電力及び日本原電の2社のみで利用し、使用済 MOX 燃料は搬入しないと青森県及びむつ市との約束であるにもかかわらず、池辺電事連会長が度々「共同利用化」について発言しているのでは、信頼できない。

⑫ 共同利用化の本音

青森県とむつ市との約束を反故にしてまで電事連会長が「共同利用化」にこだわるのは、再処理の目途がたたない使用済核燃料を原発サイトに長期貯蔵されるのを原発立地自治体である福井県では拒否し、福井県に原発を抱える関西電力が関西地域内で中間貯蔵施設建設を実現できないことから、関西電力救済の本音がうかがえる。

福井県や関西地域内で中間貯蔵施設が拒否されているのは、使用済核燃料が再処理されずに長期貯蔵され、将来的に海外のほとんどの国がしているように使用済核燃料が高レベル放射性廃棄物として原発立地自治体及び中間貯蔵施設立地自治体に最終処分場が建設され、核のゴミ捨て場化される懸念、不安があるからである。

国、事業者の説明は「全量再処理」だから、核のゴミになることはないの一点張りだが、全量再処理は不可能なのは明白で、再処理されない使用済核燃料はいずれ「核のゴミ」となることは否定できない。

⑬ 安全協定は搬出の担保にならない

50年後の搬出の担保を(仮)安全協定や電力会社の確約書に求めるとするならば、現行の高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設に関する安全協定及び電力会社からの確約書には法的拘束力がなく、又協定を実行しない場合の事業者と電力会社の措置、責任が明記されず、担保にならない。

⑭ 核のゴミ捨て場にさせない

再処理計画のない使用済核燃料がむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、最終処分場のない高レベル及び低レベル放射性廃棄物(六ヶ所再処理工場生産及び海外返還一時貯蔵)が六ヶ所再処理工場に貯蔵、保管されるのは青森県が「核のゴミ捨て場」とのマイナスイメージが強くなり、認められない。

⑮ 国策に振り回れた歴史を繰り返さない。

50年～60年を振り返れば青森県国策に振り回され、失敗した歴史である。

その時々、国、事業者の説明は「バラ色の夢」にあふれていたものであったが、「絵に描いた餅」どころか、核のゴミのような次世代に「負の遺産」を増やす結果となったことは不定できず、私たちはそれを教訓とし、繰り返してはならない。

⑯ 国、電力会社は信頼できない。

中間貯蔵施設は、50年～60年を安全に維持し、その後に使用済核燃料を確実に搬出することを、国、RFS、電力会社に委ねることである。

しかし、これまでの原子力政策及び原子力施設における国、東京電力、日本原電及び電気事業連合会の対応は、福島原発事故やもんじゅ事故、むつ中間貯蔵施設の共同利用化構想、福島原発事故汚染水処理水の海洋放出問題や相次ぐ不祥事、トラブル、事故等で国民の信頼を失っていることから、50年～60年先の将来の生命や生活に関わることをこのような国、事業者、電力会社に委ねることはできない。

⑰ サイクルの輪は途切れ、中間貯蔵は成立しない

中間貯蔵施設の根本的問題は、核燃料サイクル政策が破綻したにも関わらず、それに固執して旧態依然たる政策を進めようとしていることにある。その矛盾が、将来計画のない再処理、プルトニウムを前提とした、中間貯蔵施設に表われ、青森県がその犠牲になる理由は存在しない。

中間貯蔵施設に関して、東京電力がむつ市に立地可能性調査を依頼したが、平成12年11月(2000年)で県、むつ市、東京電力、日本原電とで協定書を締結したのが平成17年10月(2005年)で、福島原発事故平成23年3月(2011年)もんじゅ開発中止平成28年12月(2016年)によって原子力施設への安全神話が崩壊し、プルトニウム利用計画が進まず、放射性廃棄物の最終処分地を確保できず、核燃料サイクルが実質破綻した際に、中間貯蔵施設計画を中止すべきであったことを国は認めるべきである。

中間貯蔵の大前提は、核燃料サイクル政策の安全にして完結の姿で、それは記述してきたように不可能である。

⑱ 50年、60年後に責任をもてない。

記述してきたように、中間貯蔵施設から搬出される担保、根拠は何処にもなく、全て「再処理すれば」「最終処分場ができれば」「安全であれば」「原発が稼働し、プルトニウムを利用すれば」の仮定の希望的観測でしかない。50年、60年後の原子力政策に責任を持てる人は現時点では誰もいない。

そういう政策、まして他地域で拒否されている核物質を本県に増やし、次世代に押し付けることを私たちはできない。

他県では、50年、60年後の将来を核物質で悩んでいる自治体はほとんどない。人口減少が更に進行し、本県人口は50年後、60年後に現在の50%以下との推測もあり、将来に不安、1127ハンディを増やす核物質は減らすべきである。

3、背景—核燃料サイクル政策と高レベル放射性廃棄物問題に共通する 国策不信の歴史

(1) 下北半島を中心とした国策失敗

① むつ製鉄の失敗

昭和38年4月(1963年)設立・昭和40年4月(1965年)解散

② 原子力船むつの放射能漏れ事故と母港問題

昭和42年11月(1967年)母港受入決める

昭和49年9月(1974年)放射能漏れ。

③ むつ小川原開発の失敗

昭和43年(1968年)青森県がむつ小川原開発の可能性、適正調査を委託

昭和54年(1979年)石油国家備蓄基地立地決定

昭和55年(1980年)4月むつ小川原開発センターが解散

(2) 核燃料サイクル政策失敗—国、事業者を信頼できない

① 昭和59年(1984年)4月電気事業連合会より下北半島太平洋側立地について、原子燃料サイクル事業の包括的協力要請。

同年7月に3施設の六ヶ所立地協力要請(ウラン濃縮・低レベル埋設・再処理)

② 昭和60年(1985年)4月9日、北村知事、県議会全員協議会で協力要請受諾判断し、報告。

③ しかし、3施設はその後、海外返還高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設、MOX 燃料加工工場、海外返還低レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設が追加され、更にむつ市に核燃料サイクル政策の一環として中間貯蔵施設が計画されている。

④ 一方で、再処理工場の竣工は26回延期となり、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵期間の最短である30年は不可能となり、最長の50年の約束が果たされる可能性は極めて小さい。

⑤ 国の政策は、もんじゅ開発中止によってプルトニウム利用が進まず、福島原発事故等による原子力施設の安全神話が崩壊し、国と事業者の原子力政策と原子力事業に対する国民の信頼が失われ、新たな原子力施設の立地、操業及び放射性廃棄物最終処分地を確保できず、核燃料サイクルの輪は完全に途切れたところか、原発、再処理、廃棄物対策、安全性などの一つ一つのピースさえ機能不全となり、核燃料サイクル政策は完全に失敗した。

40年前に国、事業者が県民に説明した政策は未だに実現せず、その見通しもない。

⑥ 核燃料サイクル政策は、使用済核燃料を全量再処理し、発生したプルトニウムを高速増殖炉の燃料として限られたウラン資源をサイクルして無限に有効に利用するとしている。しかしその前提となる原発の安全性、もんじゅの開発成功、全ての放射性廃棄物の最終処分地の確保等の条件が整備されない状況にあり、核燃料サイクル政策を止めるべきである。

にも関わらずその矛盾を隠すために使用済核燃料を再処理するための六ヶ所再処理工場の稼働と使用済核燃料の保管及び高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵とむつ中間貯蔵施設に固執し、その犠牲が特に青森県に多く押し付けられている。

⑦ 当初より県民に多くあった「青森県が核のゴミ捨て場」にされる不安、懸念は高まるばかりである。

昭和60年(1985年)北村知事が協力受諾の理由の一つにあげた「青森県の産業構造を高度化」し、県民特に農業者の所得向上と地域振興を図るとの構想も実現していないのは、今日の本県の県民所得や人口減少率等の全国的位置から見ても明らかである。

この点においても県政として核燃料サイクル政策に協力判断は歴史的な間違いであったと言える。

(3) 高レベル放射性廃棄物-安全協定の無力と国、事業者の無責任さ

① 平成7年(1995年)4月26日、海外から返還が始まった高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)は、一時貯蔵期間を30年～50年とする事業者との安全協定がある。

又、国から青森県を最終処分地としない確約書が担当大臣から、これまでの三代の知事に通知されている。

更に、各電力会社からも搬出の確約書が知事に出されている。

② このことによって、国、県、事業者は青森県が最終処分地にならず、遅くとも50年後には本県から最終処分場に搬出するとし、本県を最終処分地としない県条例の制定及び立法化は必要なく、搬出についての立法化も必要ないとしてきた。

③ しかし、最終処分場の操業までには調査、工事等で約30年必要とし、搬出期限の2045年4月25日まで残り21年余しかないのに候補地も決まらず調査の第1段階ある文献調査(約2年必要)を2ヶ所で実施しているのみで、このままでは、2045年4月25日までに最終処分場の操業することはほぼ可能である。

④ にも関わらず、今後の具体的なスケジュールも示さず、安全確保のための法的整備の目途も示さないのでは、候補地どころか、その入口の文献調査さえ受け入れる自治体は2自治体以外になく、仮に文献調査を受け入れる自治体が出現したとしても、2045年4月25日までに最終処分場が操業できる保証、根拠は何処にもない。

⑤ 搬出期限が近づきつつあるのに安全協定と確約書をタテに国、県、事業者の対応は、他人事で無責任の極みと言わざるを得ない。

⑥ 法的根拠のない安全協定や国、事業者の確約書は県民の力にならない。以前、国、県、事業者はこのような確約を反故にしてきた歴史が原子力むつの母港問題や福島原発事故トリチウム汚染の処理水の海洋放出等であったことを忘れてはならない。

(4) 下北半島に集積、増大される核のゴミ

① 下北半島に立地、計画されている原子力施設には、最終処分方法及び最終処分地の決まらない核のゴミが多くある。

⑦ 旧原子力船むつの放射性廃棄物

⑧ ウラン濃縮工場の放射性廃棄物

⑨ 六ヶ所再処理工場で生産される高、低レベル放射性廃棄物

⑩ 海外返還高レベル放射性廃棄物

⑪ 海外返還低レベル放射性廃棄物今後搬入予定で一時貯蔵

- ㊦ 立地されている原子力施設(再処理工場・ウラン濃縮工場・原発等)が解体されて発生する放射性廃棄物
- ② 昭和59年(1984年)7月に電事連が示した資料では低レベル埋設センターには、将来原発を解体廃止して発生する低レベル放射性廃棄物の計画が記載されている。
県は本県の搬入拒否を明らかにすべきなのに明言しない。
- ③ 東通原発の使用済核燃料は六ヶ所村再処理工場搬入の予定であるが、大間原発の使用済MOX燃料の搬出先と保管期間は未定で、各れも今後の原子力政策の動向次第で先行き不透明で誰も説明できず、責任者不明。
- ④ 既に操業している低レベル埋設センターには、全国の原発運転で発生する低レベル放射性廃棄物が今後も原発が運転されている間搬入され、量は増えいつ終了するか誰も説明できない。
- ⑤ 福島原発事故で発生し、福島県に中間貯蔵されている放射性廃棄物を始めとした高い低レベル放射性廃棄物の最終処分地、処分方法も未定である。
これも誰も説明できず、責任をもって解決すると明言する人もいない。